

経理部門の基本有用情報  
**今月の経理情報**
**今回のテーマ： 新型コロナウイルスの影響に係る税務あれこれ**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、平時ではあまり馴染みのない事態が生じ、かつ、新しい制度も創設されました。新型コロナウイルスの影響に伴う事例、制度について税務上の取扱いをまとめました。

**新型コロナウイルスの影響に係る事例、制度**

項目	税務上の取扱い	
事例	マスク、消毒品の備蓄	<通常> 未使用分は貯蔵品として資産計上が必要 <新型コロナウイルスの感染拡大に備えた備蓄> 非常用食料品の取扱いと同様に備蓄時(購入時)の損金算入が可能
	通常改定以外の役員報酬の減額	<通常の業績悪化> 業績が著しく悪化し、株主、債権者、取引先との関係上、減額せざるを得ない事情が生じている場合には定期同額給与と認められる (減額改定に至る経緯を示す資料の保存が望ましい) <新型コロナウイルスの感染拡大による業績悪化> 非常に弾力的となり、会社自身が売上等の数値的指標を基に著しく悪化したと判断した場合、定期同額給与と認められる (月次決算書レベルの保存で問題ない)
	従業員のPCR検査費用を会社負担	健康診断費用と同様、役員のみなど恣意的な対象者ではなく、明確なルールに則った者を対象者とする場合は福利厚生費として処理が可能
	関係会社に賃料の減額を行った場合	新型コロナウイルスの影響による復旧支援を目的とした減額は寄付金に該当せず、税務上、損金算入
	テレワーク導入後の通勤手当	原則の勤務形態をテレワークに変更した等の場合を除き、通勤定額定期券の支給や定期券相当額の通勤手当を支給する方法でも給与課税されない
	売上収入の計上時期	6ヶ月遅れで入金を待つ場合等：通常同様、発生主義に基づき収益計上
制度	各種助成金	法人税：給付の原因となった事象が発生した事業年度の益金算入 消費税：課税対象外
	休業協力金、家賃支援給付金	法人税：給付が確定した日の属する事業年度の益金算入 消費税：課税対象外
	テレワーク設備の償却	中小企業では、経済産業大臣の認定を受けたテレワーク設備を取得等した場合に即時償却または設備投資額の7% (法人税額の20%を限度) の税額控除が可能となる

**お見逃しなく！**

企業がマスクや消毒液を取引先等に無償提供した際、取引先でマスク等の不足が生じ、業務に支障が生じるおそれがあり、かつ、それに伴い当該企業の業務に直接または間接的に影響が生じる場合には税務上の交際費および寄付金とはなりません。